

住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業に係る上限家賃について

(考え方)

○収入分位50%の者の家賃算定基礎額(84,700円)に市町村毎の市区町村立地係数を乗じた額

※規模係数・経過年数係数・利便性係数は「1」と設定

(例：各市区町村の上限額)

都道府県	市町村	立地係数	家賃上限額(円/月)
東京	荒川区・足立区・葛飾区	1.10	94,000
神奈川	横浜市	1.20	102,000
	川崎市	1.10	94,000
	相模原市	1.00	85,000
千葉	千葉市	1.10	94,000
埼玉	さいたま市	1.05	89,000
群馬	前橋市	0.95	81,000
栃木	宇都宮市	0.95	81,000
茨城	水戸市	0.90	77,000
立地係数が最低の市町村		0.70	60,000

(参考)民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業の上限家賃

(考え方)

○収入分位50%の者の家賃算定基礎額(84,700円)に都道府県毎に県庁所在地の市町村立地係数を乗じた額

※規模係数・経過年数係数・利便性係数は「1」と設定

(都道府県毎の上限額)

(単位：円/月)

都道府県名	家賃上限額	都道府県名	家賃上限額	都道府県名	家賃上限額	都道府県名	家賃上限額	都道府県名	家賃上限額
北海道	85,000	埼玉県	89,000	岐阜県	81,000	鳥取県	77,000	佐賀県	72,000
青森県	72,000	千葉県	94,000	静岡県	89,000	島根県	72,000	長崎県	85,000
岩手県	72,000	東京都	111,000	愛知県	94,000	岡山県	81,000	熊本県	81,000
宮城県	85,000	神奈川県	102,000	三重県	72,000	広島県	94,000	大分県	72,000
秋田県	72,000	新潟県	85,000	滋賀県	85,000	山口県	68,000	宮崎県	72,000
山形県	72,000	富山県	81,000	京都府	94,000	徳島県	81,000	鹿児島県	81,000
福島県	77,000	石川県	85,000	大阪府	106,000	香川県	94,000	沖縄県	85,000
茨城県	77,000	福井県	81,000	兵庫県	102,000	愛媛県	81,000		
栃木県	81,000	山梨県	77,000	奈良県	94,000	高知県	81,000		
群馬県	81,000	長野県	77,000	和歌山県	85,000	福岡県	89,000		